

野兎病に感染した疑いのあるプレーリードッグの輸入について

1 経緯概要

- (1) 本年 8 月、米国 CDC から国立感染症研究所に対し、標記に関する以下の情報提供があった。
「米国のプレーリードッグ輸出施設において野兎病が発生し、動物が多数死亡しており、日本にも同施設から、感染した疑いのあるプレーリードッグが輸出されていた。詳細な輸出情報と併に連絡する」
- (2) WHO からも国立感染症研究所に対し同様の情報提供があった。
- (3) 厚生労働省では、これらの情報提供に基づき、関係機関に通知を行うとともに、輸入者の聞き取り調査を実施し、輸入された動物の販売先と異常の有無について確認を行った。
- (4) 国内に流通した動物については、厚生労働省より販売先を管轄する自治体に依頼し、動物の健康状態の確認等を行うよう依頼した。
- (5) さらに、厚生労働省では、医療機関等に野兎病に関する情報提供を行い、また動物輸入業団体に対しプレーリードッグの輸入自粛を依頼した。
- (6) 厚生労働省と関係自治体が行った調査の結果、輸入されたプレーリードッグについて異常は認められず、また、野兎病の患者の発生もない。

2 野兎病について

- (1) 米国では、毎年 200 人程度が感染する特段めずらしい感染症ではなく、我が国においても、過去に東北、関東で患者が多く発生していた。
- (2) 人への感染は、感染した動物（野兎、野生齧歯類）に直接接触して感染することが多く、ヒト→ヒト感染は通常ない。
- (3) 治療は抗生物質で可能。
- (4) 北米に分布する野兎病は病原性の強い A 型と弱い B 型があり、今回のプレーリードッグの野兎病は B 型であった。なお、我が国でこれまで発生した野兎病は B 型である。
- (5) プレーリードッグが野兎病に感染すると、発症して死亡することが報告されている。ヒトでは、米国で 1985~1992 年に 1409 名の感染と 20 名の死亡が報告されている。

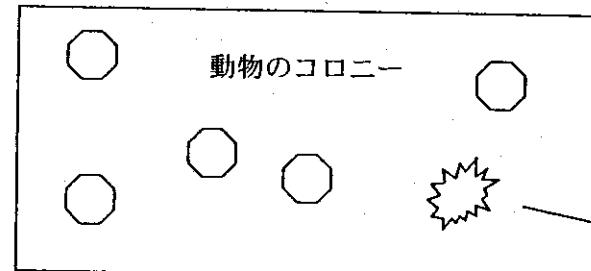
（参考）今次プレーリードッグの野兎病発生に関する米国の公式情報

- 1) CDC プレスリリース 「Tularemia Outbreak in Prairie Dogs in Texas」 8 月 6 日付
- 2) CDC/MMWR 「Public Health Dispatch: Outbreak of Tularemia Among Commercially Distributed Prairie Dogs, 2002」 8 月 9 日付

米国におけるブレーリードッグの野兎病（B型）発生の概要と動物の我が国への輸入状況等
 (米国CDCからの情報提供と国内での聞き取り調査結果に基づく)

サウスダコタ州の捕獲業者(Mr P)

発生概要不明



米国内？

輸 出 (日本+α?)

日本への出荷

3 輸入者が 228 匹輸入

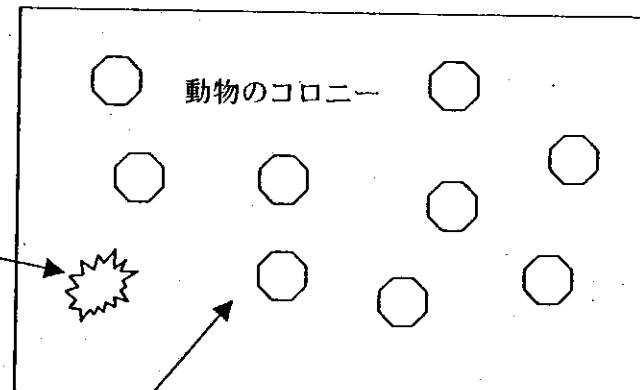
10 卸売業者・42 ペット販売店で取扱い

27 自治体が調査実施

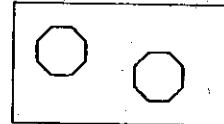
輸入・販売時で異常を認めず

テキサス州の出荷業者(Texas Animal Export)

3600 匹取扱、うち感染疑い 1200 (出荷 600、残り死亡確認 250)



捕獲業者 A,B,C?



日本への出荷

2 輸入者が 59 匹輸入

1 卸売業者・10 ペット販売店で取扱い

10 自治体が調査実施

輸入・販売時で異常を認めず

(1 匹が事故死、2 匹が輸送等による衰弱死)

米国内
 10 州
 (テキサス州の
 出荷先で異常
 発見)

輸 出
 5 力国
 (チェコで
 検疫中に異
 常発見)

(CDC 情報： 5/18 以降サウスダコタ捕獲者から、 6/16 以降テキサス出荷者から出荷されたブレーリードッグ頭数)

米国内 205 米国外 1066 (ベルギー 250、チェコ 100、日本 314、オランダ 400、タイ 2)

プレーリードッグに関するこれまでの経緯

- 1999年、厚生科学研究費で（注1）、わが国に輸入される齧歯類のペスト、ハンタウイルス肺症候群、野兎病等の感染のリスクの検討を行った。その結果、リスク評価のためには、輸入量や現地の実態の把握等が必要とされた。
- 2000年、財務省に対し齧歯類等の輸入統計の開始を依頼。2001年より統計が開始され、プレーリードッグは年間1万3千頭以上輸入されていることが判明した（2002年4月）（注2）
- 2001年、厚生科学研究費で（注3）、プレーリードッグのリスク検討に必要な実態調査を米国で実施した。その結果、輸入制限等の対策を検討する必要性が指摘された（2002年5月）。
なお、同研究で、フランスが米国からのプレーリードッグの輸入禁止措置をとったことを把握（2002年5月）
- 2002年7月、厚生科学研究費で（注4）、輸入動物等に対する規制の検討を開始。同月厚生科学審議会感染症分科会感染症部会に動物由来感染症WGを設置。
- 2002年8月、米国輸出施設で野兎病が発生し、CDCが感染研に連絡。厚生省は輸入業者、自治体の協力を得て調査し、販売時までは異常がないことを確認。（飼い主までの追跡調査は不可能であった）

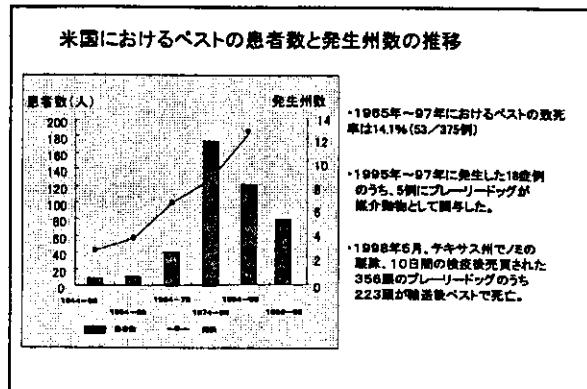
注1) 平成11年度「野生齧歯類等に関する動物由来感染症に関する疫学的研究」主任研究者：国立感染症研究所獣医学部 神山恒夫室長

注2) 「我が国への動物の輸入状況」（平成13年） 厚生労働省結核感染症課

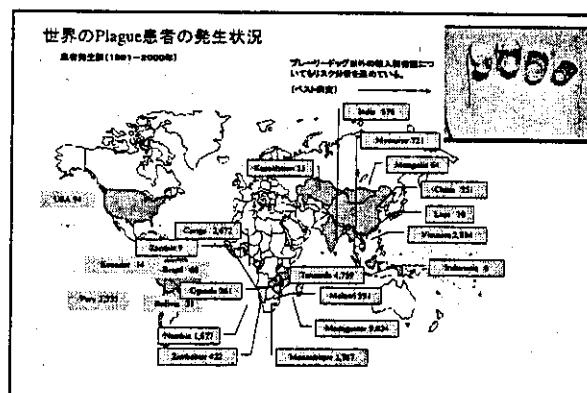
注3) 平成13年度「回帰熱、レプトスピラ等の稀少輸入細菌感染症の実態調査及び迅速診断法の確立に関する研究」主任研究者：静岡県立大学薬学部 増澤俊幸助教授

注4) 平成14年度「動物由来感染症予防体制の強化に関する研究」主任研究官：東京大学大学院実験動物分野 吉川泰弘教授

プレーリードックが媒介する感染症について



	1944-1953	1954-1963	1964-1973	1974-1983	1984-1993
カリフォルニア	2	3	4	14	12
アリバ	1	1	4	33	10
ニューメキシコ	6	6	26	101	63
コロラド	-	2	3	12	21
ユタ	-	-	1	3	5
アイダホ	-	-	1	-	3
オレゴン	-	-	2	7	1
ワイオミング	-	-	-	1	2
テキサス	-	-	-	1	3
ルバダ	-	-	-	3	2
ワシントン	-	-	-	-	1
モンタナ	-	-	-	-	1
オクラホマ	-	-	-	-	1
計(患者数)	9	12	41	175	125
計(州)	3	4	7	9	13



ペスト (Plague) について

病原体 : ペスト菌 *Yersinia pestis*

感染経路 : ペスト菌保有ノミによる刺咬 (78%)

ペットなどを含む感染小動物の体液を介して傷口からの菌の侵入 (20%)

ペスト菌含有エアロゾールの吸入 (2%)

(ヒトからヒトへの感染は喀痰などによるエアロゾール感染)

潜伏期間 : 2 ~ 7 日

症状 : 腺ペスト ヒトペストの 80~90% を占める。

敗血症ペスト ヒトペストの 10%。腺ペストからの移行による。

肺ペスト 腺ペストの末期や、敗血症ペストの経過中に起こる。

確定診断 : 臨床所見、血液等での病原体の証明、受身赤血球凝集反応試験、PCR

治療 : 治療を行わない場合は、非常に高い致死率を示す。

ストレプトマイシン等の抗生物質が有効。

2 次感染予防 : 肺ペストは 2 次感染力が強いので、適切な防御対策が必要

疫学状況 : ペストは本来げっ歯類の感染症であるが、古くよりヒトにも流行を起こし、我が国では 1899 年～1926 年にかけて小流行があり、その後の発生は無い。世界では 1995 年～1999 年の 5 年間に WHO に報告されたペスト患者は、21ヶ国で 16,364 人でそのうち死者は 1,037 人となっている。また、次の 5 つの地域において、ペストの感染が野生げっ歯類間で持続的に起こっている。①南アフリカ地方とマダガスカル、②ヒマラヤ山脈周辺からインド北部、中国の雲南省から蒙古、④北米南西部ロッキー山脈地方、⑤南西北西部アンデス山脈地方。地域により、ネズミの他、リス、プレーリードッグ、ウサギ類も感染源になる。

参考文献 : 「感染症の診断・治療ガイドライン」、「戸田新細菌学」
「WHO/WER Vol. 74, No42, 2000」

プレーリードッグの取扱いについて（意見）案

平成 14 年 10 月 18 日

厚生科学審議会感染症分科会

本年 8 月、米国から野兎病に感染した疑いのあるプレーリードッグが我が国に輸入されたことより、緊急の全国調査を実施して安全を確認する事態となった。この事件により、感染症を媒介する可能性のある野生動物をペット用として安易に輸入することの危険性と、一旦国内にペット用の動物が輸入されてしまうと、追跡調査が極めて困難である実態が図らずも明らかになった。一方、プレーリードッグの原産地である北米では、この野生動物がペストを媒介することが指摘されており、さらには本年、年間 1 万数千匹におよぶプレーリードッグが日本に輸入されていることが貿易統計により初めて明らかになった。

これらのこと踏まえ、厚生労働省においては、プレーリードッグに起因する動物由来感染症の侵入を未然に防止するため、早急に、その輸入に厳重な規制を導入し、十分な危機管理を図るべきである。また、その他の野生げっ歯類の輸入についても、危険性の評価の進捗を踏まえ、必要な対策の検討を行われたい。